

標準耐震補強案

1. B1階の補強

① 梁間方向（Y方向）地震時の補強

- ・増設耐震壁を配置して強度向上と偏心率の改善を図る（RMブロック組積増設壁）
⇒ゾーンY_①
- ・極短柱を解消する（段差部補強）
⇒ゾーンY_③（地下1階店舗と駐車場の堺にある段差部の極脆性柱を解消する）

② 倒壊の恐れのあるコンクリートブロック（CB）の改修

- ・施工不良範囲の仕上げブロック（基準に適合する仕様に改修）
⇒B1階の消費生活センター倉庫部のCB壁が対象。必要鉄筋量を満足していないため、撤去・新設する。
- ・一部の店舗間仕切りの改修（LGS壁に改修）
⇒B1階の一部店舗内にある間仕切りCB壁については、上部が定着されていないため、撤去し、軽量間仕切りを新設する。

③ 施工不良部分の補修

- ・施工不良部分の柱補修（リフリート工法による補修）
⇒B1階の消費生活センター内

2. B2階の補強

① 桁行方向（X方向）及び梁間方向（Y方向）地震時の補強

- ・下階壁抜け柱の高軸力に対する補強を行う（SRF補強）
⇒ゾーンX_②, ゾーンX_③

② 梁間方向（Y方向）地震時の補強

- ・極短柱を解消する（耐震スリット）
⇒ゾーンY_①

③ 倒壊の恐れのあるコンクリートブロック（CB）の改修

- ・必要鉄筋量を満足していないため、基準に適合する仕様に改修
⇒一部階段室と駐車場壁面の仕上げブロック

④ 躯体劣化部分の補修

- ・天井スラブの鉄筋爆裂補修（リフリート工法による補修）
⇒B2階駐車場中央部、機械室の天井スラブの鉄筋爆裂補修をリフリート工法にて行う。

3. 標準案における注意点

- 耐震補強壁の増設、柱の補強を主たる工事とし、その他に施工不良範囲のコンクリートブロック改修、柱不良部分の補修、躯体劣化補修（B2階天井スラブの鉄筋爆裂補修）、倒壊の恐れのあるコンクリートブロック等の現時点で必要と思われる部分の改修を見込んでいる。
- 工事に伴い、空調、給水、消火栓を一時的に止める必要がある。空調を止める工事（耐震補強壁の設置、地下2階の機械室内の柱補強工事）は、夏場や冬場を避けた中間期に行うのが理想だが、やむを得ず夏場や冬場にかかる場合は、ゾーン分けやバイパス空調等の措置を講じる必要がある。
- 耐震補強壁はドア等の開口部の無い壁を想定しており、設置場所によっては避難経路確保のため、防火シャッターを改修する必要がある。
- 地下1階の店舗部分における耐震補強壁の施工エリアがかかる場合、仮間仕切りにより店舗が狭くなる。また、耐震補強壁には開口部を設けられない等の制約が予想され、防火シャッターに防火戸を設置する工事を行う場合も想定され、その間休業を余儀なくされる事態も想定される。